
山 梨 西 部 広 域 環 境 組 合
新 ご み 処 理 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業
対 面 的 対 話 議 事 録

令和7年7月4日

山梨西部広域環境組合

対面的対話議事録

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|------------------------|----|-----|-----|----------|---------------|---|--|
| 1 | 入札説明書 (令和7年5月21日改訂) | 5 | 第2章 | 8 | (2) オ | 資源化物の資源化 | <p>要求水準書に対する第一回質疑回答no.26の通り、スプリングマットレスのコイルの分離処理は事業者所掌であり、コイル（鉄）の売却（運搬費含む）は貴組合の所掌と理解しています。</p> <p>そのうえで、分離処理や資源化を外部委託することをお認めいただけますでしょうか。この場合も、売却益（運搬費の差分含む）は貴組合所掌のまま変更ありません。事業者側で負担するのは、現在のスキームと同じ委託処理費と考えています。</p> <p>契約方法については、貴組合、運営事業者、資源化委託事業者による三者契約を想定しています。</p> <p>スプリングマットレスの分離処理を事業者で実施する場合、増員が必要となるため、これを委託処理に変えることをお認めいただければ、事業費縮減に寄与すると考えています。</p> <p>万が一事業期間中、分離処理委託先が事業継続できなくなった場合は、事業者の所掌であるため、別の委託先を選定もしくは事業予定地での分離処理を事業者の責任において実施します。</p> | <p>以下を条件にスプリングマット等を外部委託にて処理する提案を可とします。</p> <p>①契約方法は、本組合、運営事業者、スプリング入りマットレス・ソファ（以下、本回答において「スプリング入りマットレス等」と称します。）の外部委託事業者による三者契約を基本とします。三者契約に係る契約書（案）は事業者にて準備のうえ、建設工事期間中の運営に係る協議の中で、三者契約に向けた調整を行うものとします。</p> <p>②外部委託事業者は事業者の責において選定してください。なお、外部委託事業者は組合の入札参加要件を満たしていることが条件となります。</p> <p>③スプリング入りマットレス等の分離処理後のコイル（鉄）などの資源化や選別後のマットレス部分の処理・処分は、外部委託事業者の責任所掌とします。また、諸事情により委託の継続が困難となった場合には、事業者の責任において別の委託先を選定するか、事業用地内でコイル（鉄）部分とそれ以外の部分への分離作業のいずれかの対処を行うものとします。</p> <p>④スプリング入りマットレス等の外部委託に係る一切の費用は事業者負担とします。</p> |
| 2 | 入札説明書 (令和7年5月21日改訂) | 24 | 第6章 | 4 | (5) オ | 入札提案書類 | <p>RC構造物の耐用年数を考慮、また、建設費合理化の観点から、次期ごみ処理施設で使用する洗車場および計量棟は新ごみ処理施設で使用していたものを整備したうえで、流用する計画でご提案してもよろしいでしょうか。</p> | <p>次期ごみ処理施設を整備する段階になって「流用しない」という選択をしても動線上不都合が生じない、もしくは稼働させながら同一場所での更新工事が可能である提案であれば可とします。</p> |
| 3 | 入札説明書 (令和7年5月21日改訂) | 24 | 第6章 | 4 | (5) | オ. 配置・動線の検討条件 | <p>次期ごみ処理施設の整備に関する配置動線計画図の検討条件について、以下の条件で問題ないか確認いただけますでしょうか。</p> <p>(1) プラットホームレベルについては、敷地範囲に合わせて本工事と次期工事の想定レベルを変更しても良いか。</p> <p>(2) 見学者玄関位置や見学者、本組合、作業員諸室配置については、敷地形状に合わせて、本工事から変更しても良いか。</p> | <p>(1)は、変更を可とします。</p> <p>(2)は、変更を可とします。</p> |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|------------------------|----|------------|--------|-----------------|-----------------|---|--|
| 4 | 入札説明書 (令和7年5月21日改訂) | 28 | 第7章 | 6 | (3) | 要求水準書範囲外の提案について | 要求水準書範囲外の提案については、入札説明書等に関する質問(第2回)においても認められるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 また、個別回答を希望する場合は、質問内容の文頭に【個別回答希望】と記載ください。個別回答の判断基準については、入札説明書P.46の個別回答に係る判断基準①～③を準用します。 なお、入札説明書等に関する質問(第1回、第2回)もしくは対面的対話において、本組合の了承を得ずに要求水準書範囲外の提案を行った場合は、落札者決定基準に示す基礎審査にて、失格となる場合があるためご注意ください。 |
| 5 | 入札説明書 (令和7年5月21日改訂) | 28 | 第7章 | 6 | (4) イ (イ) | 下水道料金について | 下水道使用量の算出について「上水道の使用量と井水の使用量の合計とする。」とありますが、植栽散水のほか、ボイラや機器冷却水の蒸散や灰の湿潤に使用する水量などによって実際の下水放流量は上水道の使用量と井水の使用量の合計よりも小さい値となります。実態と乖離した下水道使用料算出によって事業費が増加することを抑えるため、下水放流ラインへの流量積算計を設置し、下水道使用量を算出する減免申請をお認めいただけないでしょうか。 | 下水道使用量を算出する減免申請を認めます。減免する水量は、下水道以外の用途の部分に減算メーターを設置する方法となります。詳細は受注後に下水道管理者である中央市との協議となります。 |
| 6 | 入札説明書 (令和7年5月21日改訂) | 29 | 第7章 | 6 | (6) ア | 雇用等への配慮 | 質問回答No.23では、「地元企業の要件は、構成市町に本社を持つ企業」との回答を頂きましたが、落札者決定基準の表3-2事業計画に関する事項にて地域貢献に対する姿勢が審査の視点とあります。本社を持つ企業となると企業が限定されてしまう為、地元企業の要件は本社、支店、営業所と範囲を広げて頂けないでしょうか。 | 提案は認められません。 また、様式第15号-2-5に記載いただく提案内容については、落札者決定基準P.5に「金額は評価しない。」と記載していることから、金額の記載は不可とします。具体的な企業名の記載についても不可とします。 |
| 7 | 要求水準書 | 10 | 第1編 第3章 | 3.12.1 | (1) イ | 非常用発電設備の排ガス基準 | ばいじんの基準値が0.01g/m ³ N以下となっておりますが、主要メーカーに確認したところ実績が無く対応が難しいとの回答を得ました。 本条件の緩和もしくは達成のために想定されていませ技術がありましたらご教示願います。 | 非常用(常用)発電設備の排ガス基準のうち、ばいじんの基準値を以下に改めるものとします。 ばいじん基準値 (見直し前)0.01g/m ³ N (見直し後)0.1g/m ³ N |
| 8 | 要求水準書 | 22 | 第2編 第1章 | 1.2.4 | | 計画処理量 | 質問回答No.39では、「実際の運転は受注者が設計した粗大ごみ処理施設から排出される可燃性残渣を処理することから、運転計画の設定や費用の算定にあつては、受注者が設計した排出量にて行ってください」との回答を頂きましたが、粗大ごみ処理施設の計画ごみ質は種類のみのご提示であり、明確な組成は示されていないため年間発電量や最終処分量の算定において、公平性の観点から、入札段階での運転計画設定及び費用の算定は要求水準ご指定の計画処理量でよろしいでしょうか。 | 第1回質問回答No.39に記載のとおりとします。 また、不燃ごみや不燃性粗大ごみに含まれる残さの含有率の妥当性を、他自治体の事例を使って、根拠資料を作成し、技術提案書の添付資料に綴じて提出ください。 なお、計画処理量に記載している粗大ごみ処理施設から排出される可燃性残渣は、粗大ごみ処理施設の計画処理量から、類似事例等を参考に設定しています。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|-------|----|------------|-------|----------|-------------|---|---|
| 9 | 要求水準書 | 40 | 第2編 第1章 | 1.7.1 | (1) | 建設工事における諸条件 | 「工事については、原則として、仮設工事も含めて敷地内で行うものとし、これにより難しい場合は本組合と協議する。」と記載ありますが、令和11年4月以降に公園緑地の利用可能期間が終了した以降、仮設を含めた工事用地に不足が生じる場合は、事業者にて場外用地を確保・使用するという理解でよろしいでしょうか。 また、その場合には組合様より借地可能な用地をご紹介いただくことは可能でしょうか。 | 保証はできませんが、令和11年4月以降に段階的に公園整備事業に引き渡すことができるよう配慮します。工事用地に不足が生じる場合には、事業者にて場外用地の確保に努めていただくこととなりますが、本組合より用地を紹介することはできません。 |
| 10 | 要求水準書 | 40 | 第2編 第1章 | 1.7.1 | (12) | 建設工事における諸条件 | 「公園緑地のうち、「添付資料 03 造成計画平面図」の駐車場範囲（FH=248.5）の整備工事の開始は令和12年6月を予定している。それ以外の範囲の整備工事開始時期は受注後協議とする。」と記載ありますが、利用可能期間については「公園緑地の整備工事が開始する令和11年4月までが利用できる期間となります。なお、公園緑地の竣工は新ごみ処理施設の竣工と同時期となりますので、建設業務の期間が終了するまで使用できることはあり得ない」とご理解ください。」との回答がありました。公園緑地の整備工事開始時期はすでに確定していますが、施工範囲や時期については組合様及び整備工事業者と協議を行い調整することは可能でしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 11 | 要求水準書 | 40 | 第2編 第1章 | 1.7.1 | (13) | 建築工事における諸条件 | 2号調整池について、添付資料03では公園緑地計画範囲であり、質問回答（No. 14）では公園緑地の整備工事は令和11年4月からの着手となっています。貴組合所掌の2号調整池の施工完了時期と建設工事中の排水の放流先（1号調整池に設置する仮設ポンプの放流先）を改めてお示し願います。 | 1号調整池の雨水放流先は、2号調整池の放流水の放流枒となっており、その枒から雨水排水路に直接放流しております。 なお、1号調整池の放流先の2号調整池の放流枒は、1号調整池と同時に施工完了するので、2号調整池の工事とは関係ありません。 |
| 12 | 要求水準書 | 52 | 第2編 第2章 | 2.2.2 | (1) キ | 建屋東側の設備配置 | 『建屋東側は敷地境界に近いことから、開口部や屋外に設置する建築設備などをできるだけ配置しないように配慮する。』との要求がございますが、敷地境界線での騒音基準遵守を前提に蒸気復水器、機器冷却水冷却塔、建築換気設備ガラリ等の開口部を有する機器を配置することを認めていただけますでしょうか。 | 提案を可とします。 なお、引渡性能試験や稼働時の測定にて基準を超過した場合には、事業者の負担にて必要な対応を行う必要がある点にご留意ください。 |
| 13 | 要求水準書 | 57 | 第2編 第2章 | 2.6.1 | (3) | 計量機配置 | 資源物搬出車両に限り敷地内動線を安全に計画するため、出口計量機を計量棟の出口計量機とは別の位置に追加配置する計画を提案しても良いでしょうか。 | 要求水準書に規定する計量機3基（入用2基、出口用1基）に追加して配置する計画であれば、提案を可とします。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|-------|-----|------------|----------------|-------|---------------------|---|--|
| 14 | 要求水準書 | 59 | 第2編 第2章 | 2.6.1 | (9) | 配置・動線に係る条件 | 表2-26で建屋周回道路幅員10m以上とありますが、通行車種や用途に応じて車線を分ける場合は分けた車線の合計で10m以上を確保すれば良く、必ずしも連続した車線で10m幅を確保する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。 この理解が正しい場合、ランプウェイを挟んだ道路を設置し、それぞれの車線幅員は10m未満ですが、工場を周回する車線の合計幅員として10m以上を確保します。 この条件で、安全上も問題無く、用途に応じた使い勝手の良い全体配置動線計画が可能と考えます。 | お見込のとおりです。 |
| 15 | 要求水準書 | 151 | 第2編 第4章 | 4.6.4 4.6.5 | | 鉄貯留ヤード アルミ類貯留ヤード | 【個別回答希望】 〈要求水準書範囲外の提案についての確認〉 両資源物の貯留方式として、搬出作業時間の短縮、搬出室周辺道路における事故防止と安全性の確保のため、それぞれ「貯留ホッパ」方式で提案してもよろしいでしょうか。 その場合、各貯留容量は「不燃性残さ」と同様、貯留ホッパは10t積深ダンプトラック1台分で計画致します。 また、「貯留ホッパ」方式での提案が認められない場合は、「貯留ホッパ+ヤード」方式での提案は認められるでしょうか。 | 入札説明書P. 46の個別回答に係る判断基準②に該当しますので、回答を公開します。 いずれの提案も認められません。 |
| 16 | 要求水準書 | 183 | 第2編 第5章 | 5.2.8 | 5.2.8 | 公害防止表示設備 | 公害防止表示設備を屋外に2面設置するとありますが、対象者（見学者、道路を歩く市民、公園緑地の利用者など）や想定している設置場所を教えてくださいませんか。その結果に合わせて、装置の仕様を検討したいと考えております。 | 国道140号の入口付近と1号調整池西側の門扉付近を想定下さい。 |
| 17 | 要求水準書 | 185 | 第2編 第6章 | 6.2.2 | (8) | 建屋東側の資源物搬出口配置 | 『工場棟へのごみの搬入・搬出口、資源物や残さの搬出口は、できるだけ建屋東側を避け、敷地境界の環境保全に配慮する』との要求がございますが、騒音や景観に関する配慮と理解しております。 植栽計画による視認性への配慮、敷地境界線での騒音基準遵守を前提に、敷地東側に資源物や残さの搬出口を配置することを認めていただけますでしょうか。 | 提案を可とします。 なお、引渡性能試験や稼働時の測定にて基準を超過した場合には、事業者の負担にて必要な対応を行う必要がある点にご留意ください。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|-------|------------|------------|--------|-------------------------------|------------------|--|---|
| 18 | 要求水準書 | 200 | 第2編 第6章 | 6.2.10 | (2) エ | 基礎構造 | 質問回答No.199では「ここでの記述は、上部架構に支持する主要なプラント機器を指しており、炉架構、ボイラ架構、蒸気復水器架台などに支持するプラント設備を想定するものです。」との記載がありますが、要求水準書P.61 2.8地震対策(4)に「プラント機器の大型支持架構(炉架構、ボイラ架構、蒸気復水器架台など。独立基礎の場合は基礎を含む。)は、」と記載されている通り、上記大型支持架構の基礎について必ずしも独立基礎を求めるものではないとの解釈で宜しいでしょうか。 | お見込のとおりです。 |
| 19 | 要求水準書 | 201 | 第2編 第6章 | 6.3.1 | (2) | 一般事項 | 「添付資料03 造成計画平面図」に示す状態で引き渡された後、外構工事を実施することを標準とすると記載されています。 公園緑地整備工事により工事ヤードが不足することが考えられるため、法面部を一部形状変更し、一時的に作業ヤードとして利用し、利用後に外構工事で現状復旧及び仕上を行ってもよろしいでしょうか。 | 提案は認められません。 |
| 20 | 要求水準書 | 203 206 | 第2編 第6章 | | 6.3.3 (4)ウ 6.5.2 (9) | 構内照明工事 照明設備工事 | 【個別回答希望】 ＜要求水準書範囲外の提案についての確認＞ 「構内照明は、太陽光、風力等の自然エネルギーの利用やLED照明等の使用を検討する」とありますが、自然エネルギーを有効利用するため、照明設備に限らず、太陽光発電等を提案しても宜しいでしょうか。 | 入札説明書P.46の個別回答に係る判断基準②に該当しますので、回答を公開します。 本事業の趣旨から外れるため、提案は認められません。 |
| 21 | 要求水準書 | 214 | 第3編 第2章 | 2.1.3 | (2) | 受付・計量業務 の実施 | ごみ搬入申込書の記述について、紙面への記載に代わってタブレットなどデジタル機器への入力していただく運用をお認めいただけないでしょうか。なお、デジタル機器の扱いが不慣れな方のために紙面での対応も併用します。 | 提案を可とします。 |
| 22 | 要求水準書 | 217 | 第3編 第2章 | 2.2.4 | 表3-1 | 測定項目と測定 頻度 | 放流水質の測定頻度については「下水道法施行規則第15条」と「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則第22条」に従い、中央市様および貴組合と実施時に協議の上、決定すると考えてよろしいでしょうか。 実施時には弊社が全国で運営管理している清掃工場の測定頻度の実績などもお示しする予定です。 | お見込みのとおりです。 |
| 23 | 要求水準書 | 219 | 第3編 第2章 | 2.2.8 | (5) | コンテナ搬出 ヤード配置 | 大型金属類、小型金属類のコンテナを保管する搬出ヤードについては、屋外にコンクリート腰壁で周囲と区画したヤードとして計画する理解でよろしいでしょうか。 | 一部の資源物の保管場所を工場棟とは別の場所に設置することも可としますが、この場合にあっても浸水対策は必要とお考え下さい。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|-----------------|---|-----|-----|-----|----------------------------|--|---|
| 24 | 要求水準書 添付資料03 | | | | | 調整池計画範囲 の使用方法 | 添付資料03造成計画平面図のうち、調整池計画範囲(FH=246.4)について、建設工事中に仮設構台等でかさ上げし、仮設事務所等を設置してもよろしいでしょうか。 | 提案は認められません。 |
| 25 | 要求水準書 添付資料12 | | | | | 敷地配置及び動 線計画図 | 本図において、来場者駐車場入口車両と搬入車出口車両に交差が発生しておりますので、安全対策に関して質問させていただきます。 交差点の安全対策として、路面標示やサイン計画による誘導の他に計量棟の信号機等を活用した誘導計画を提案しても良いでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 26 | 要求水準書 添付資料12 | | | | | 敷地配置及び動 線計画図 | 6/13に提出する補足資料に基づき、敷地配置及び動線計画に関する確認事項について、協議させていただきますでしょうか。 (例：資源物搬出車両(大型金属類や小型金属類)の計量要否、収集車が出口計量前に洗車することに関する可否、その他質問事項等) ①収集車が出口計量前に洗車することに関する可否について教えてください。 ②資源物搬出車両(大型金属類や小型金属類)の計量要否について教えてください。 | ①は、「洗車→計量」、「計量→洗車」のどちらの提案も可とします。なお、洗車場には可燃ごみ収集車両だけでなく、不燃ごみや粗大ごみの収集車両も利用する点にご注意ください。 ②は、要求水準書に記載のとおり、資源物搬出車両についても2回計量する必要があります。 |
| 27 | 要求水準書 添付資料14 | | | | | 粗大ごみ処理施 設処理フロー (標準案) | 【個別回答希望】 〈要求水準書範囲外の提案についての確認〉 現状の計画処理フローでは、不燃ごみ・不燃性粗大ごみに含まれるステンレス類は磁力選別機、アルミ選別機での回収は困難なため、可燃性残さに混入し、焼却処分の後、最終的に埋立処分となります。そのため、これら残存するステンレス類の回収による資源回収量の増加、可燃性残さの純度向上および最終処分量削減のため、「ステンレス選別機」の設置を提案してよろしいでしょうか。 | 入札説明書P.46の個別回答に係る判断基準①に該当しますので、回答を公開します。 回収したステンレス類は、事業者の責任にて資源化するとともに、資源化が困難となった場合には事業者負担で最終処分することを条件に提案を可とします。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|---|---|-------|-----|-----|----------------------------|--|--|
| 28 | 入札説明書等に関する質問への回答書(第1回) 1 入札説明書に対する質問 | 1 | No. 6 | | | 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の配置 | <p>質問回答で、設計・建設期間中の電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者も、運営事業者からの配置を求められておりますが、以下理由により再度ご検討をお願いできますでしょうか。</p> <p>1. 制度上の許容性について 経済産業省が定める「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」においては、みなし設置者制度のもと、建設期間中の主任技術者は建設事業者に所属する者でも差し支えない旨が明記されております。これは、建設期間中の電気工作物やボイラー・タービン設備の保安監督責任が、実質的に建設事業者にあることを踏まえた制度的配慮であり、法令上も適法な運用です。</p> <p>2. 実務上の合理性と責任所在の明確化 建設期間中の設備工事、試運転、電気・熱源設備の保安管理は、建設事業者が主体的に実施する業務であり、これに対する保安監督責任を負う主任技術者が、運営事業者に所属している場合、実務上の責任所在と乖離が生じる恐れがあります。したがって、建設期間中は建設事業者に所属する主任技術者を配置することが、安全管理上も合理的かつ実効性のある体制と考えます。</p> | <p>1. 制度上の許容性について 本組合が解釈する「みなし設置者」の定義は、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」のp.2 1.(2)にあるとおり、「受託者が、当該自家用電気工作物の維持や管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合」と考えます。その点でSPCは自家用電気工作物が不適当だった場合の責任を負う立場にあり、「法第39条第1項の義務を果たすことが明らか」とであると解釈します。一方、建設事業者は建設期間中の電気工作物やボイラー・タービン設備の保安監督責任は有するものの、事業期間全体の維持や管理の主体とは見なされないことから、本組合としては建設事業者を見なし設置者としては認めないものとします。</p> <p>2. 実務上の合理性と責任所在の明確化 本組合では、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」のp.2 1.(1)に記述されているとおり、「規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者又はその役員若しくは従業員でなければならない。」であることから「本組合」から選任することが求められている一方で、PPP事業にあつては例外措置として、「当該自家用電気工作物の維持や管理の主体」であるSPCから選任することが認められているものと解釈しています。建設事業者から選任すると、主任技術者の判断が建設事業者の利害に影響されてしまう恐れがあり、電気工作物やボイラー・タービン設備の保安監督責任を果たし得ないと解釈されているものと考えます。</p> |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|---|---|--------|-----|-----|-------------|---|--|
| 29 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 1 入札説明書に対する質問 | 4 | No. 24 | | | 運営業務に係る対価 | <p>ごみ焼却施設運営業務委託料A（変動費）の算定方法について、「焼却処理量（実績値）」を基準とする旨のご回答を頂戴しましたが、以下の理由により、「ごみ搬入量」を基準とすることが合理的かつ公平であると考えております。つきましては、再度ご検討いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>1. ごみ処理量は物理的变化により減少し、精算対象として不適切であること ごみ処理量（ごみクレーンによる投入量）は、ピット内での滞留期間中に水分が蒸発したり、ごみ汚水として排出されたりすることにより、搬入時点の重量から減少する傾向があります。しかしながら、これらの蒸発水分やごみ汚水は、焼却処理工程において燃焼空気や排水として処理されており、実際には施設の運転負荷に寄与しているにもかかわらず、「焼却処理量（実績値）」の外数として扱われるため、精算対象外となることは公平性を欠くものと考えます。</p> <p>2. ごみ搬入量は客観的かつ透明性の高い指標であること ごみ搬入量は、搬入車両の計量記録に基づくものであり、客観的かつ第三者による確認が可能な数値です。一方で、ごみ処理量は施設内での計量に依存するため、運営側の裁量や計量誤差の影響を受けやすく、精算の透明性や信頼性に課題が生じる可能性があります。</p> | <p>入札説明書等に関する質問への回答（第1回）に記載のとおり、ごみ焼却施設運営業務委託料A（変動費）の算定方法は、焼却処理量（実績値）を用いることとします。</p> <p>なお、ごみクレーンに設置する計量設備については、ごみクレーンの仕様条件に応じた検定品が存在するのであれば、それを優先的に採用することとしてください。</p> <p>検定品が存在しない場合は無検定品を可としますが、検定品に準じた校正や定期検査は実施するものとしてください。</p> |
| 30 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 4 | No. 14 | | | 公園緑地及びピオトープ | <p>公園緑地の整備工事は、令和11年4月から開始とのご回答について、以下お教えください。</p> <p>①公園緑地の整備工事開始以降、新ごみ処理施設建設工事で発生した掘削等による残土は、受注者の責任において場外にて自由処分するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②敷地北側、国道からの出入り口の維持管理については、公園緑地の整備工事開始後は整備工事施工業者との共用となり、その維持管理方法については整備工事施工業者との協議によるとの認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>①は、公園緑地の整備工事開始以降に新ごみ処理施設建設工事で残土が発生した場合であっても敷地内での利用を前提に調整します。</p> <p>なお、杭残土についても、ガイドライン等に従って適切な改良などを行うことにより、公園緑地内での仮置きや再利用を認めます。</p> <p>②は、お見込のとおりです。</p> |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|---|----|--------|-----|-----|-----------------------|--|---|
| 31 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 4 | No. 19 | | | 排水 | 雨水排水取合点高さについて、FH=249.72と回答いただいておりますが、建設予定地の雨水を回収することを加味すると接続管底高をFH=248.0m程度にさせていただきたいと考えております。接続管底高は協議により接続高さを調整できると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 32 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 7 | No. 32 | | | 環境影響準備書の遵守 | 『建物高さ35m以下』の定義について、工場棟のバラベット天端の高さと理解してよろしいでしょうか。 | バラベット部分が煙突部分を除き建築物の最大高さであればその解釈で差し支えありません。なお、ルーフファンや換気モニターなど、屋根上に設置する建築設備についても建築物の最大高さに含まれるものとします。（ただし、避雷針などの突起物を除きます。） |
| 33 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 11 | No. 62 | | | 建設工事における諸条件 | 「公園緑地の整備工事が開始する令和11年4月までが使用できる期間となります。」とのことですが、建設工事の繁忙期に資材置き場や駐車場スペース不足が懸念されます。使用可能期間については受注後協議の上で令和11年4月以降、段階的に公園緑地の整備工事へ引き渡すことをお認めいただけないでしょうか。 | 段階的に公園整備事業に引き渡すことに配慮しますが、具体的な工程は受注者との協議となります。意向に添えない可能性もありますので、事業者にて建設区域外に用地を確保することも想定ください。 |
| 34 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 12 | No. 65 | | | 建設工事における諸条件 | 「建設工事期間中の敷地全体の雨水調整池（1号調整池、2号調整池）の管理（仮設ポンプの設置・場外排水の水量管理等）は、建設事業者の所掌とします。」とのことですが、公園緑地計画範囲およびピオトープ計画範囲の雨水排水路・集水桝等の維持管理業務は所掌外との認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 35 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 12 | No. 65 | | | 建築工事における諸条件 | 「建設工事期間中の敷地全体の雨水調整池（1号調整池、2号調整池）の管理（仮設ポンプの設置・場外排水の水量管理等）は、建設事業者の所掌」とありますが、建設事業者による管理は準備工事着工後からと考えてよろしいでしょうか。 | 管理は令和9年4月から開始すると考えてください。 |
| 36 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 12 | No. 66 | | | 建設工事中の環境保全措置（地盤沈下の防止） | 受注後の追加地盤調査や測量調査は、本契約後26年4月から現地にて実施できると考えてよろしいでしょうか。先行工事の造成工事との調整等が必要であればご教示ください。 | 地質調査に対しては、造成工事の工程に合わせた調査可能な範囲を受注後に提供します。測量に対しては、受注後の協議とさせていただきます。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|---|----|---------|-----|-----|----------------------------|---|---|
| 37 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 13 | No. 75 | | | 来場手段 | 公園緑地の駐車場から建設予定地西側の門扉経由で新ごみ処理施設までの徒歩動線の整備が必要と理解しましたが、国道140号線側の門扉から公園緑地の駐車場、国道140号線側の門扉から新ごみ処理施設までの徒歩動線の整備は不要と理解してよろしいでしょうか。 | お見込のとおりです。 国道140号側の門扉から公園緑地の駐車場、国道140号側の門扉から新ごみ処理施設までの徒歩動線の整備は、別途発注する工事にて実施します。 |
| 38 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 14 | No. 81 | | | 環境学習機能 | 『見学者が新ごみ処理施設内で昼食をとる場合は研修室や公園緑地を利用しますので、特段の考慮は必要ありません。』と回答がありますが、公園緑地への歩行者動線と搬入車両動線に交差がある場合、安全性に配慮し、公園緑地への移動はバスや自家用車での移動や歩道橋の設置等を提案しても良いでしょうか。 | 道路横断中には誘導員を配置するなどとし、徒歩での移動で計画ください。 このため、バスや自家用車にて移動する提案は認められませんが、歩道橋の設置は可とします。 |
| 39 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 32 | No. 191 | | | 機械諸室計画 ごみピット | ごみピットの仕切り壁の天端レベルについては、事業者側で任意のレベルに設定の上、炉壁に向かって仰角45度の範囲を貯留ピットの余裕分として見込みますが、仰角45度の途中でホップステージレベルに到達する場合、ホップステージ水平線レベルに達した地点から水平に余裕量として見込む理解で良いでしょうか。 | 水平線レベルに達した地点から水平にしたことで失われた分の余裕量が、ごみピット（受入ピットと貯留ピット）の有効容量に既に含まれた状態となっている場合は可とします。 （ごみピット（受入ピット+貯留ピット）の有効容量 $\geq 8,000\text{m}^3$ +水平にしたことで失われた分の余裕量） |
| 40 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 41 | No. 242 | | | 周辺施設整備・ 環境啓 発事業等への協力 | 「公園緑地及びビオトープの清掃及び環境美化がありますので、協力をお願いします。」とありますが、清掃及び環境美化活動の頻度について想定がありましたらご教示いただけますでしょうか。 | 年2回ほど大規模なクリーン活動を行う予定です。 その際にご協力をお願いします。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|---|----|---------|-----|-----|--------------------|--|--|
| 41 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 42 | No. 249 | | | 粗大ごみ処理施設処理フロー（標準案） | <p>小型家電の外部処理委託については、「事業者の責任と費用負担の範囲にて行うもの」との回答がありました。また、小型家電リサイクル法においては、「市町村は小型家電を収集するために必要な措置を講ずるとともに、認定事業者など再資源化を適正に実施しうるものに引き渡すこと」が求められております。また、既設の峡北・峡南・中巨摩処理施設においても、小型家電は外部処理委託していると理解しております。その上で、以下についてご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設3施設の外部処理委託先、委託処理量（年間）、処理委託単価（輸送費内訳を含む） ・環境適発第2504151号に記載の「リチウム蓄電池等の市町村の分別・回収の徹底」に対する、貴組合の今後の方針 | <p>中巨摩地区広域事務組合は破砕処理しており外部処理委託は行っておりません。峡北広域行政事務組合と峡南衛生組合は地元の民間事業者にて資源化していますが、処理量と処理委託単価は以下の通りです。</p> <p>■ 峡北広域行政事務組合分（令和6年度実績） 委託処理量：138.5 t/年 処理委託単価（税抜）：20,000円/t</p> <p>■ 峡南衛生組合（令和6年度実績） 委託処理量：2.5 t/年 処理委託単価（税抜）：20,000円/t</p> <p>「リチウム蓄電池等の市町村の分別・回収の徹底」に対する、本組合の今後の方針ですが、構成市町と協議・調整し、リチウムイオン電池の分別・回収（危険ごみ）の徹底や、リチウムイオン電池を内包する（分解除去できない）家電品の分別回収などを想定しています。</p> <p>なお、本施設で取り扱う小型家電の選別は、「添付資料14 粗大ごみ処理施設処理フロー」で示すとおり、「銅線（被覆有り）」、「動線（被覆無し）」、「モーター」、「乾電池・ボタン電池・二次電池、携帯電話・電子たばこ」の回収を目的としたものであり、全ての小型家電の選別や分解を要求しているものではありません。また、小型家電に内包されるリチウムイオン電池が破壊しないと取り外せない構造の場合は、そのままの状態（例えば電子たばこのままの状態）で外部委託できるものと考えてください。</p> <p>よって、リチウムイオン電池が取り外せる小型家電の外部委託は認めません。</p> |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|---|----|---------|-----|-----|--------------------|--|--|
| 42 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 2 要求水準書に対する質問 | 42 | No. 249 | | | 粗大ごみ処理施設処理フロー（標準案） | <p>【個別回答希望】 <要求水準書範囲外の提案についての確認> 小型家電の外部委託処理について、貴組合が認めた方法で有れば提案を可とのご回答を頂きましたが、スプリングマット等についても同様に外部委託処理をお認め頂けますでしょうか。</p> | <p>入札説明書P.46の個別回答に係る判断基準①に該当しますので、回答を公開します。 以下を条件にスプリングマット等を外部委託にて処理する提案を可とします。</p> <p>①契約方法は、本組合、運営事業者、スプリング入りマットレス・ソファ（以下、本回答において「スプリング入りマットレス等」と称します。）の外部委託事業者による三者契約を基本とします。三者契約に係る契約書（案）は事業者にて準備のうえ、建設工事期間中の運営に係る協議の中で、三者契約に向けた調整を行うものとします。</p> <p>②外部委託事業者は事業者の責において選定してください。なお、外部委託事業者は組合の入札参加要件を満たしていることが条件となります。</p> <p>③スプリング入りマットレス等の分離処理後のコイル（鉄）などの資源化や選別後のマットレス部分の処理・処分は、外部委託事業者の責任所掌とします。また、諸事情により委託の継続が困難となった場合には、事業者の責任において別の委託先を選定するか、事業用地内でコイル（鉄）部分とそれ以外の部分への分離作業のいずれかの対処を行うものとします。</p> <p>④スプリング入りマットレス等の外部委託に係る一切の費用は事業者負担とします。</p> |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|---|---|-------|-----|-----|---------------|--|--|
| 43 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 3 落札者決定基準に対する質問 | 1 | No. 1 | | | 落札者の決定 | 「技術提案書の技術審査後に記載ある最終処分額の算定は入札参加者から提出された最終処分額を確認、入札参加者ごとの‘定量化限度額’を算定する過程と理解して宜しいでしょうか。」との質問に対して、「お見込みのとおりです。」と回答されています。しかし、質問の定量化限度額と記載があるのは事業価格の誤りと思慮します。したがって、「技術提案書の技術審査後に記載ある最終処分額の算定は入札参加者から提出された最終処分額を確認、入札参加者ごとの‘事業価格’を算定する過程と理解して宜しいでしょうか。」という質問に対して、「お見込みのとおりです。」とご回答いただいたものと理解してよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおり、「技術提案書の技術審査後に記載ある最終処分額の算定は入札参加者から提出された最終処分費見込額を確認し、入札参加者ごとの事業価格を算定する過程と理解して宜しいでしょうか。」という質問に対して、「お見込みのとおりです。」とご回答したものととなります。 価格審査の流れを以下にてご説明します。 ①入札参加者から提出された様式第14号-8を基に、最終処分費見込額を確認します。 ②落札者決定基準P.6「4 価格審査」に示す価格点の算定方法により、入札参加者ごとの事業価格を算定します。なお、算定した結果の事業価格が定量化限度額を下回る場合は、当該入札参加者の事業価格＝定量化限度額とします。 ③落札者決定基準P.6「4 価格審査」に示す価格点の算定方法により、入札参加者ごとの価格点を算定します。 なお、様式第14号-8は正1部の提出であり、委員会には開示いたしません。加えて、審査の公平性、透明性を確保する観点から、開札時は、技術点に加えて最終処分費見込額を開札場にて発表した後に入札書の開札を行うこととします。 |
| 44 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 4 様式集に対する質問 | 2 | No. 7 | | | 建築物の設計・施工を行う者 | 「4様式集に対する質問No.7」において、「建築物の設計施工を行う者については、建設業法の規定による「建設工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を配置ください。」とご回答されていますが、本工事は清掃施設工事であるため、「建設工事業」ではなく「清掃施設工事」と読み替えて理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり、本工事業種は「清掃施設工事」です。よって、「プラント設備の設計・建設を行う者」と「建築物の設計施工を行う者」とが同一企業の場合は、「清掃施設工事」の監理技術者資格証を有する者を専任で配置ください。「建築物の設計・施工を行う者」と「プラント設備の設計・建設を行う者（ごみ焼却施設の設計・建設を行う者）」を共同企業体（乙型JV）にて構成する場合は、「プラント設備の設計・建設を行う者」には「清掃施設工事」の監理技術者資格証を有する者を、「建築物の設計・施工を行う者」には「建築一式工事」の監理技術者資格証を有する者をそれぞれ専任で配置ください。 |

| No. | 資料名 | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 確認事項の内容 | 回答 |
|-----|---------------------------------------|---|-------|-----|-----|---------------|--|-------------------|
| 45 | 入札説明書等に関する質問への回答書（第1回） 4 様式集に対する質問 | 2 | No. 7 | | | 建築物の設計・施工を行う者 | <p>監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和6年3月26日国不建技第290号）の「二一監理技術者等の設置（1）監理技術者等の設置における考え方③」にあります通り、監理技術者は1工事につき原則1名配置します。本工事においても代表企業が本工事で監理技術者資格者証を有する者を配置することで、資格者の配置につきましては充足するものと考えております。従いまして建築物の設計・施工を行う者の要件にございます、(1)ウの監理技術者資格者証を有する者の証明については、提出義務はないと理解してよろしいでしょうか。</p> | No. 44の回答を参照ください。 |